

中津川市

ごみ分別ルール変更に伴う 重要なお知らせ

令和6年4月1日より事業系のプラスチック類が産業廃棄物に変更されたことで、一般廃棄物では回収できなくなりました。現在分別せずに収集している収集運搬許可業者及び排出事業者に対し、令和7年8月21日付で、中津川市より「事業系一般廃棄物の適正処理について（再通知）」が発出され、すべての収集運搬許可業者に対して厳重な指導が行われました。8月22日以降、廃プラスチックが混入したごみを持ち込んだ場合、ピットへの投入を拒否され、悪質な場合には許可が取り消されることになります。

廃プラスチックの環境センターへの 持ち込みができなくなりました！



ケイナックリーンにお任せください！

従来の一般廃棄物は今まで通りの取引業者さんが回収、環境センター様に持ち込み出来なくなったプラスチック類だけ弊社が回収いたします！弊社はお客様の負担を少なくするため、ごみ収集と同じスタイルでのルート収集で定期的に集めるため、大きなコンテナ等は必要ありません。

廃プラスチック等 ルート収集例

種類	収集費	処理費
きれいなプラスチック類	3,500 <small>バッカー収集</small> 円/回	55 <small>選別処理</small> 円/kg
汚れたプラスチック類 ※食品残渣などが付着しているもの	5,000 <small>トラック収集</small> 円/回	1,000 <small>焼却処理</small> 円/45ℓ袋
不燃ごみ類 ※プラスチック混合物、金属類、ガラス類等	5,000円/回	1,500円/かご
発泡スチロール	2,000 <small>トラック収集</small> 円/m ³	2,000 <small>溶融処理</small> 円/m ³

※収集頻度は、週1回～5回、月1回など要望に応じて対応可能です。
※別途産業廃棄物収集運搬・処分の契約が必要です。

食品の入ったままの容器も回収できるのは中津川市でケイナックリーンだけ！

ケイナックリーン株式会社

〒509-9131 岐阜県中津川市千旦林 1173-1

まずはお電話ください！

☎ 0573-68-5657



令和7年8月21日

中津川市

一般廃棄物収集運搬許可業者 各位

中津川市環境水道部長

事業系一般廃棄物の適正な処理について（再通知）

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき市が処理する事業系一般廃棄物につきまして、令和6年4月より環境センターへ搬入できるごみの種類の一部変更を行ったところですが、その後も承認外の廃棄物の混入が一部に見受けられる状況が続いています。

許可業者には、ご契約の排出事業者への適正処理の取組みのご案内を度々お願いして参りました。少量（週50kg以下）の場合も含め承認外の廃棄物の搬入はできません。

つきましては、再度、処分方法をご確認いただき、排出事業者への周知徹底をお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

■環境センターへ搬入されるごみの検査（内容物の確認）について

承認外の廃棄物の搬入を防ぐため、ピットへの投入前に市職員により内容物の確認を行う場合がありますのでご協力をお願いいたします。※少量（週50kg以下）の場合も同様承認外の廃棄物の搬入が認められた場合は、ピットへの投入をお断りします。また、悪質な廃棄物の搬入が認められた場合は処分の対象となります。

※処分：一般廃棄物収集運搬許可業者の違反行為が認められた場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3による事業の停止若しくは第7条の4第2項による許可の取消し又は中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条による承認の取消し又は業務の提供の拒否の措置を講じる場合があります。また、同法第7条の4第1項の規定に該当するときは、許可の取消しの措置を講じます。

お問い合わせ…中津川市環境課

0573-66-1111(内線 541・542)

中津川市環境センター

0573-62-0085

令和7年8月21日

排出事業者 各位

中津川市環境水道部
環境センター所長

事業系一般廃棄物の適正な処理について（再通知）

日頃より当市のごみの減量化及び適正処理の取り組みについて、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき市が処理する事業系廃棄物（事業系ごみ）について、令和6年4月より、環境センターへ搬入できるごみの種類の一部変更を行いました。現在、各排出事業者様の承認内容に基づき事業ごみの受入れを行っておりますが、一部に承認外の廃棄物の混入が見受けられる状況が続いています。

事業系ごみについては、少量の場合（週 50kg 以下）も含め承認外の廃棄物の搬入はできません。今一度、事業系ごみの承認内容をご確認いただき、基準に従って搬入いただくよう再通知します。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

※事業系ごみは、家庭ごみのステーションに出すことはできません。直接搬入又は中津川市収集運搬許可業者に委託し搬入してください。

■環境センターへ搬入されるごみの検査(内容物の確認)について

承認外の廃棄物の搬入を防ぐため、ピットへの投入前に職員により搬入物の確認を行う場合がありますのでご協力をお願いいたします。

承認外の廃棄物の搬入が認められた場合、受入れをお断りします。

また、悪質な廃棄物の搬入が認められた場合は処分の対象となります。

処分：違反行為が認められた場合、中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第1項による承認の取消しの措置を講じる場合があります。

（中津川市収集運搬許可業者に委託し搬入する場合も同様です）

お問い合わせ…中津川市環境センター

電話 0573-62-0085

担当：市岡・澤田